

第4回大田原市水道料金審議会

令和8年8月6日（木）
大田原市役所本庁舎301・302会議室

目 次

- (1) 新料金の検討について ...1



(1) 新料金の検討について

改定率を21.47%→20.0%とする案

1. 総括原価方式による算定結果

項目	金額
料金算定期間	R9～R13
総括原価	75.8億円
現行料金による収入見込額	62.4億円
財源不足額	13.4億円
算定上の必要改定率	21.47%

2. 改定率20.0%とする理由

総括原価方式では21.47%の改定が必要と算定されるが、次の理由から平均改定率を20.0%とする。

- ・長期間改定していない料金の見直しであり、市民生活や事業活動への影響が大きい
- ・使用者負担の急激な増加をできる限り抑える
- ・20.0%改定でも、必要財源の大部分を確保できる
→増収見込額12.5億円
→必要額に対する確保率：約93.0%
- ・算定上の必要改定率との差は、5年間で約0.9億円
→年平均では約1,800万円程度
- ・不足分は、経費削減、事業費精査、補助金活用、企業債の適正活用等により可能な限り対応する
- ・料金改定率を市民に分かりやすいものとする

21.47%→20.0%

健全経営の維持と市民負担への配慮の両立

※20.0%改定による増収見込額は、現行料金収入見込額62.4億円に20.0%を乗じた概算値。

※必要額に対する確保率は、20.0%改定による増収見込額約12.5億円を財源不足額13.4億円で除して算出した概算値。

(1) 新料金の検討について

B案 基本料金を5%値上げ(20mmのみ据置)、従量料金 小口径(13mm、20mm)のみ2段階

試算条件 ① 20m³までの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整

② R6給水収益より20%の収益UP

○メリット 20mmの1ヶ月あたりの増加額が安いこと。
100mmの1ヶ月あたりの増加額が安いこと。

△デメリット 20mmのみ基本料金据置くことで公平性に欠ける。
13mm及び25mmから75mmの1ヶ月あたりの増加額が高いこと。

基本料金(5%値上げ)【20mmのみ据置】
(税抜き)

口径 (mm)	現行 基本料金 2ヶ月	B案 同左	差額
13	3,400	3,570	170
20	7,800	7,800	0
25	11,800	12,390	590
30	17,400	18,270	870
40	31,200	32,760	1,560
50	48,400	50,820	2,420
75	109,800	115,290	5,490
100	195,000	204,750	9,750
150	439,200	461,160	21,960

①従量料金(小口径2段階)
(税抜き) 2ヶ月分

使用量 (m³)	現行 13mm~20mm (円/m³)	B案 同左
0~10	0	15
10~20		
21~30	170	217
31~40		
41~50		
51以上		

②従量料金(大口径1段階)
(税抜き) 2ヶ月分

使用量 (m³)	現行 25mm~150mm (円/m³)	B案 同左
0~10	170	217
10~20		
21~30		
31~40		
41~50		
51以上		



47円(27%) 値上げ

口径別料金比較(2ヶ月) 税抜き

口径 (mm)	平均使用 水量 (m³)	基本料金 (円)		従量料金		請求額		増加額	平均改定率	1ヶ月あたり 増加額 (円)	年間増加額 (円)
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後				
13	28.7	3,400	3,570	1,479	2,188	4,879	5,758	879	18.0%	439	5,273
20	57.7	7,800	7,800	6,409	8,481	14,209	16,281	2,072	14.6%	1,036	12,431
25	165.1	11,800	12,390	28,067	35,827	39,867	48,217	8,350	20.9%	4,175	50,098
30	251	17,400	18,270	42,670	54,467	60,070	72,737	12,667	21.1%	6,334	76,002
40	436.2	31,200	32,760	74,154	94,655	105,354	127,415	22,061	20.9%	11,031	132,368
50	762.1	48,400	50,820	129,557	165,376	177,957	216,196	38,239	21.5%	19,119	229,432
75	1304.9	109,800	115,290	221,833	283,163	331,633	398,453	66,820	20.1%	33,410	400,922
100	4423.3	195,000	204,750	751,961	959,856	946,961	1,164,606	217,645	23.0%	108,823	1,305,871
150	0	439,200	461,160	0	0	0					

平均改定率 20.0%

(1) 新料金の検討について

E案 基本料金を据え置き、従量料金 小口径（13mm、20mm）のみ2段階

試算条件 ① 20m³までの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整

② R6給水収益より20%の収益UP

○メリット 13mmの1ヶ月あたりの増加額が安いこと。
25mm以上の平均改定率がほぼ均一であること。

△デメリット 使用水量21m³以上において、従量料金が
現行料金との差額が50円で高いこと。

基本料金（据え置き）
（税抜き）

口径（mm）	現行 基本料金 2ヶ月
13	3,400
20	7,800
25	11,800
30	17,400
40	31,200
50	48,400
75	109,800
100	195,000
150	439,200

①従量料金（小口径2段階）
（税抜き）2ヶ月分

使用量 (m³)	現行 13mm～20mm (円/m³)	D案 同左
0～10	0	20
10～20		
21～30	170	220
31～40		
41～50		
51以上		

②従量料金（大口径1段階）
（税抜き）2ヶ月分

使用量 (m³)	現行 25mm～150mm (円/m³)	D案 同左
0～10	170	220
10～20		
21～30		
31～40		
41～50		
51以上		



50円（29.4%）値上げ

口径別料金比較（2ヶ月）税抜き

口径（mm）	平均使用 水量（m³）	基本料金 （円）	従量料金		請求額		増加額	平均改定率	1ヶ月あたり 増加額（円）	年間増加額 （円）
			改定前	改定後	改定前	改定後				
13	28.7	3,400	1,479	2,314	4,879	5,714	835	17.1%	418	5,010
20	57.7	7,800	6,409	8,694	14,209	16,494	2,285	16.1%	1,143	13,710
25	165.1	11,800	28,067	36,322	39,867	48,122	8,255	20.7%	4,128	49,530
30	251	17,400	42,670	55,220	60,070	72,620	12,550	20.9%	6,275	75,300
40	436.2	31,200	74,154	95,964	105,354	127,164	21,810	20.7%	10,905	130,860
50	762.1	48,400	129,557	167,662	177,957	216,062	38,105	21.4%	19,053	228,630
75	1304.9	109,800	221,833	287,078	331,633	396,878	65,245	19.7%	32,623	391,470
100	4423.3	195,000	751,961	973,126	946,961	1,168,126	221,165	23.4%	110,583	1,326,990
150	0	439,200	0	0	0					

平均改定率 20.0%

令和9年4月1日より

水道料金を改定いたします

平均改定率 **20.0%** の値上げ

大田原市では、昭和59年から約40年間、料金を据え置いてまいりました。

しかし、施設の老朽化や人口減少に伴い、安全な水を供給し続けるための費用が、経費削減、事業費の見直しや企業債の適切な活用をしても不足しています。

これからも「安全・安心な水」を休むことなくお届けするために、ご理解とご協力をお願いいたします。

なぜ、今値上げが必要なの？

1

安全を守るための「施設更新」

老朽化した水道管や浄水場の更新工事等の費用に充てられます。

2

「人口減少」への対応

水の使用量が減っても維持費は変わらず、1人あたりの負担が増加しています。

3

「赤字経営」の回避

このままでは令和10年度に赤字に転落し、将来世代へ負担を残すことになります。

💡 家庭への影響（例）※1ヶ月あたりの料金（税抜）

2人世帯（15m³使用）：現在 2,550円 → 改定後 ○○円（+○○円）

4人世帯（23m³使用）：現在 3,910円 → 改定後 ○○円（+○○円）

詳しい料金表は市ホームページへ

**お問合せ先****大田原市 上下水道課** 電話：0287-23-8713

(案) R8.8.6 版

資料5

大水審第 号
令和8年9月 日

大田原市長 相 馬 憲 一 様

大田原市水道料金審議会
会長 小川 利治

適正な大田原市水道料金の在り方について（答申）

令和8年1月16日付け大上第240号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果を別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 諮問事項について

令和8年1月16日付けで、市長から「適正な大田原市水道料金の在り方」について本審議会に諮問がありました。

本市の水道事業は、昭和39年に給水を開始して以来、合併による市域の拡大と市政の発展に伴う水需要に応えるため、水道施設の整備を計画的に進め、市民の皆様に安全で清浄な水道水を供給してきました。

しかし、全国的に少子高齢化等に起因する人口減少が進む中、本市においても将来の給水人口及び水需要は減少傾向で推移することが見込まれています。さらに、節水型機器の普及や生活様式の変化などにより、水道事業の経営基盤である水道料金収入は減少傾向にあり、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

また、水道事業の創設期や拡張期に整備された水道施設の多くは、今後、順次更新時期を迎えることが見込まれています。水道施設の更新や耐震化には多額の費用を要しますが、これらは安全で安定した給水を維持するために必要な投資であり、施設の拡張とは異なり、更新そのものによる給水収益の増加は見込めません。

給水収益の大幅な増加が見込めない中で、水道施設の更新需要に適切に対応し、水道施設と水道事業経営を健全な状態で次世代に引き継ぐことは、本市水道事業にとって極めて重要な課題です。

本審議会では、諮問事項について慎重に審議を重ねた結果、近年の物価高騰等による経営環境の悪化や、今後増加が見込まれる水道施設の更新需要に対応するためには、必要な財源を確保することが重要であり、水道料金の改定はやむを得ないものと判断しました。

以上のことから、次のとおり審議結果を答申します。

2 適正な水道料金の改定について

(1) 改定時期

令和9年4月1日施行

令和8年12月定例市議会に大田原市水道事業給水条例の改正案を上程し、議会の議決を得た後、水道使用者への周知期間を確保した上で、令和9年4月1日から水道料金の改定を行うことが適当であります。

(2) 算定期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

水道法施行規則では、水道料金について、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことが求められています。

また、日本水道協会の水道料金算定要領では、料金算定期間はおおむね3年から5年を基準とする考え方が示されています。

本市においては、料金の安定性を確保しつつ、将来見通しの確実性にも配慮する必要があることから、令和9年度から令和13年度までの5年間を料金算定期間とすることが適当であります。

(3) 改定率について

平均20.0%

大田原市水道事業経営戦略改定版（令和6年3月改定）における投資・財政計画を踏まえ、水道料金に求められる「適正な原価」を算出するため、料金算定期間における総括原価を算定しました。

その結果、料金算定期間における総括原価は75.8億円、現行料金による料金収入見込額62.4億円となり、差引き13.4億円の財源不足が見込まれます。

この不足額を解消するために必要な改定率は、総括原価方式による算定上、平均21.47%となります。

一方で、本市の水道料金改定は長期間行われておらず、今回の改定は市民生活及び事業活動に与える影響が大きいことから、使用者負担の急激な増加をできる限り抑制する必要があります。

平均20.0%の改定とした場合、総括原価方式により算定された必要改定率を下回ることとなりますが、料金算定期間における必要財源の大部分を確保できる見込みであり、使用者負担の軽減に配慮した料金水準であると考えられます。

なお、20.0%改定とした場合、算定上は一定の財源不足が見込まれることから、その不足分については、経営努力、事業費の精査、国庫補助金等の活用、企業債の適正な活用及び補填財源残高の管理により、対応を図ることが必要です。

以上のことから、本審議会としては、必要な財源の確保を基本としつつ、使用者負担の急激な増加を抑制する観点から、平均改定率を20.0%とすることが適当であると判断しました。

(4) 料金体系の見直しについて

料金体系については、現在の基本料金と従量料金からなる二部料金制を基本として維持することが適当であります。

本市の水道料金体系は、供用開始以来、基本料金と従量料金による二部料金制を採用しています。料金体系を大幅に変更した場合、使用者間の負担に大きな変動が生じる可能性があるため、基本的な料金体系は維持しつつ、使用水量に応じた従量料金単価を見直すことが適当であります。

基本料金については、県内他市の状況と比較して高い水準にあることから、現行の単価を据え置くことが適当であります。

一方で、現在の基本水量制については、単身世帯の増加や生活様式の変化、使用水量に応じた公平な負担の観点から廃止し、1 m³から従量料金を課す料金体系に見直すことが適当であります。

従量料金については、一般家庭用である小口径（口径13mm及び20mm）の使用者に配慮し、低水量使用者の負担軽減を図る料金体系とすることが適当であります。

また、口径25mm以上についても、使用実態及び負担の公平性を踏まえ、必要な財源を確保できる範囲で従量料金単価を見直すことが適当であります。

具体的な料金表については、平均改定率が20.0%となるよう調整した上で、別紙料金表のとおりとすることが適当であります。

R8.8.6 版

○水道料金の【改定案】について
 現行料金表（1 か月当たり）※税抜き

口径（mm）	基本料金（円）		従量料金（円）
	水量	料金	1 m ³ につき
13	10 m ³ まで	1,700	170
20	10 m ³ まで	3,900	170
25	—	5,900	170
30		8,700	170
40		15,600	170
50		24,200	170
75		54,900	170
100		97,500	170
150		219,600	170

改定後料金表（1 か月当たり）※税抜き

口径（mm）	基本料金（円）		従量料金（円）	
	水量	料金	1 m ³ から 10 m ³ まで	11 m ³ 以上
13	—	1,700	20	220
20		3,900	20	220
25		5,900	220	220
30		8,700	220	220
40		15,600	220	220
50		24,200	220	220
75		54,900	220	220
100		97,500	220	220
150		219,600	220	220

3 附帯意見について

(1) 市民への丁寧な説明と周知

本市の水道料金改定は、長期間行われていなかった料金水準の見直しであり、市民生活及び事業活動に大きく関わるものであります。

そのため、料金改定が必要となる背景、改定の目的、改定後の料金水準、使用者への影響について、市民が十分に理解できるよう、分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、広く周知に努めることを求めます。

特に、今回の改定率は、総括原価方式により算定された必要改定率を下回る水準であることから、使用者負担の軽減に配慮した一方で、今後も継続的な経営改善と経営状況の検証が必要であることについても、併せて説明することを求めます。

(2) 使用者負担への配慮

今回の改定率は、総括原価方式により算定された必要改定率 21.47%を下回る水準であり、使用者負担の軽減に配慮したものであります。

市においては、改定後も市民生活及び事業活動への影響を十分に考慮し、料金改定の趣旨について理解が得られるよう努めるとともに、引き続き可能な限り使用者負担の抑制に努めることを求めます。

(3) より一層の経営努力

今回の改定率は、必要財源を確保するための算定上の改定率を下回るものであることから、市においては、より一層の経営努力に取り組むことを求めます。

具体的には、有収率の向上、漏水対策、委託料や修繕費等の精査、動力費の削減、施設の統廃合、ダウンサイジング、建設改良事業の平準化、国庫補助金等の積極的な活用などにより、費用の抑制及び財源の確保に努めることを求めます。

(4) 経営状況の継続的な検証と必要な見直し

料金改定後も、毎年度の決算状況、料金回収率、給水原価、企業債残高、企業債償還金、補填財源残高等を検証し、経営状況の把握に努めることを求めます。

また、物価、動力費、修繕費、建設改良費、企業債利率、水需要等の動向により、収支見通しに大きな乖離が生じた場合や、料金回収率、補填財源残高等に著しい悪化が見られる場合には、速やかに経営戦略及び料金水準の見直しを検討することを求めます。

(5) 企業債及び補填財源の適正管理

企業債の活用に当たっては、世代間負担の公平性に配慮しつつ、将来の償還負担が過度なものとならないよう、長期的な財政見通しに基づき慎重に判断することを求めます。

また、補填財源については、災害対応、突発的な修繕、施設更新、企業債償還等に備えるため、一定水準を確保する必要があることから、計画的かつ適正な管理に努めることを求めます。

4 最後に

水道事業は、安全で清浄な水の安定供給を通じて、公衆衛生の向上、市民生活の維持及び産業活動の基盤を支える重要なライフラインです。

本市の水道事業を将来にわたり持続可能なものとするためには、老朽化した水道施設の更新や耐震化を着実に進めるとともに、健全な経営基盤を確保することが不可欠です。

今回の平均20.0%の改定案は、必要な財源確保を基本としつつ、市民生活及び事業活動への影響を踏まえ、使用者負担の急激な増加をできる限り抑制する観点から判断したものであります。

今後も、給水人口の減少や水需要の減少、物価高騰、施設更新費用の増加などにより、水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すものと考えられます。

市においては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、市民への丁寧な説明と情報提供に努めるとともに、経費削減、業務効率化、施設の適正管理、補填財源の確保及び将来負担の抑制に継続して取り組み、将来にわたって安全で安心な水道水を安定して供給できるよう、健全な事業運営に努めることを期待します。



大上第240号
令和8年1月16日

大田原市水道料金審議会会長 様

大田原市長 相馬 憲一



適正な大田原市水道料金の在り方について（諮問）

このことについて、大田原市水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

（1）適正な大田原市水道料金の在り方について

2. 諮問理由

本市の水道事業は、昭和39年に給水を開始して以来、合併による市域の拡大と市政の発展とともにその水需要に答えるために施設の整備を計画的に進め、市民の皆様に清浄な水道水を供給してきました。

安全で安心な水道水を市民の皆様にお使いいただくため、平成20年3月に「大田原市水道ビジョン」を策定し効率的かつ安定的な水道事業運営に努めて参りましたが、社会情勢の変化はめまぐるしく、人口減少や節水意識の高まりによる水需要の減少が避けられない一方、施設整備の耐震化を含めた更新需要は増加が見込まれるなど、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれています。

水道事業は、独立採算を原則としているため、経営にかかる経費は水道料金収入をもって賄うことが前提になっております。本市の水道料金は昭和59年に改定を行って以来40年が経過しており、生活に欠かせない水道事業を健全に維持していくために適正な大田原市水道料金の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

令和８年大田原市水道料金審議会経過		
回	開催日時及び場所	審議内容
第１回	令和８年１月１６日（金） 午後１時３０分から 本庁舎１０１会議室	委嘱状交付 会長選任 諮問 議事 ・審議会の運営について ・大田原市水道事業運営について ・経営戦略の見直しから
第２回	令和８年３月２５日（水） 午後１時３０分から 生涯学習センター研修室Ｄ	議事 ・前回の内容について ・大田原市の水道施設について ・現地視察（水道施設） ・本日のまとめ
第３回	令和８年５月２８日（水） 午後１時３０分から 生涯学習センター研修室Ｄ	議事 ・前回の振り返りにについて ・受水費について ・全国の水道料金見直し状況 ・水道料金算定の仕組みについて ・新料金の検討について
第４回	令和８年８月６日（木） 午前１０時００分から 本庁舎３０１・３０２会議室	議事 ・新料金の検討について ・答申書案の作成について ・その他
第５回	令和８年８月２８日（金） 午後２時００分から 本庁舎３０１・３０２会議室	議事 ・答申書案の作成について
答申	令和８年９月 日（ ） 午前 時 分から 市長公室	市長へ答申書の提出

大田原市水道料金審議会委員			
	区 分	氏 名	役 職 等
1	市議会議員 (1号委員)	キミジマ タカアキ 君島 孝明	市議会議長
2		タキタ イチロウ 滝田 一郎	総務常任委員長
3		フジタ ヨシユキ 藤田 善幸	建設産業常任委員長
4	知識経験を 有する者 (2号委員)	ヨシオカ ヒロミ 吉岡 博美	商工会議所会頭
5		オガワ トシハル 小川 利治	元栃木県企業局水道課長
6	水道使用者 (3号委員)	ヒラクエ ノリアキ 平久江 徳昭	区長連絡協議会 会長 須賀川地区会長(須賀川上)
7		フクシマ ハツオ 福島 初夫	区長連絡協議会 副会長 大田原地区会長(大久保町)
8		キクチ タカユキ 菊地 孝行	区長連絡協議会 副会長 佐久山地区会長(荒町)
9		グンシ アキラ 郡司 彰	区長連絡協議会 副会長 川西地区会長(下町2区)
10		スズキ ヒロブミ 鈴木 浩文	区長連絡協議会 親園地区会長(親園北区)
11		チシマ マサノブ 千嶋 正信	区長連絡協議会 湯津上地区会長(狭原)
12		ハラダ タケアキ 原田 武章	区長連絡協議会 野崎地区副会長(薄葉第3団地)
13		クマダ マサカツ 熊田 雅勝	南金丸自治会長
14		アサノ ナオコ 朝野 直子	女性団体連絡協議会長
15		フジマ ヒサコ 藤沼 久子	男女協働参画審議会会長